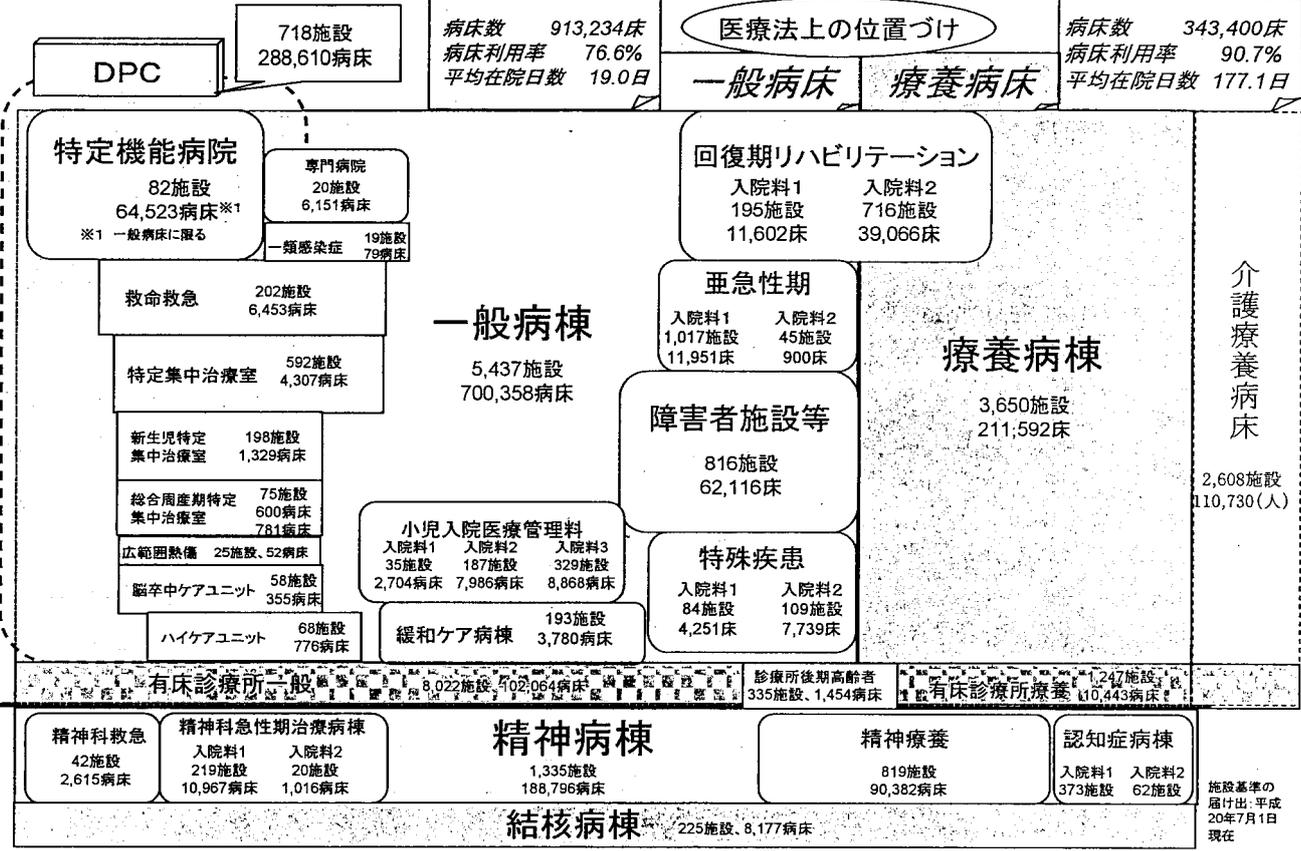


# 病院の機能に応じた分類(イメージ)



## 基本診療料について

基本診療料は、初診若しくは再診の際及び入院の際に行われる基本的な診療行為の費用を一括して評価するもの。									
初・再診料	<p>初診料(1回につき) 270点 外來での初回の診療時に算定する点数。基本的な診療行為を含む一連の費用を評価したもの。簡単な検査、処置等の費用が含まれている。</p> <p>再診料(1回につき) 病院 60点 診療所 71点 外來での二回目以降の診療時に一回毎に算定する点数。基本的な診療行為を含む一連の費用を評価したもの。簡単な検査、処置等の費用が含まれている。</p>								
入院基本料	<p>入院の際に行われる基本的な医学管理、看護、療養環境の提供を含む一連の費用を評価したもの。簡単な検査、処置等の費用を含み、病棟の種別、看護配置、平均在院日数等により区分されている。</p> <p>例)一般病棟入院基本料(1日につき)</p> <table border="0"> <tr><td>7対1入院基本料</td><td>1,555点</td></tr> <tr><td>10対1入院基本料</td><td>1,300点</td></tr> <tr><td>13対1入院基本料</td><td>1,092点</td></tr> <tr><td>15対1入院基本料</td><td>954点</td></tr> </table> <p>なお、療養病床の入院基本料については、その他の入院基本料の範囲に加え、検査、投薬、注射及び簡単な処置等の費用が含まれている。</p>	7対1入院基本料	1,555点	10対1入院基本料	1,300点	13対1入院基本料	1,092点	15対1入院基本料	954点
7対1入院基本料	1,555点								
10対1入院基本料	1,300点								
13対1入院基本料	1,092点								
15対1入院基本料	954点								
入院基本料等加算	<p>人員の配置、特殊な診療の体制等、医療機関の機能等に応じて一日毎又は一入院毎に算定する点数。</p> <p>例)入院時医学管理加算(1日につき) 120点 (急性期医療を提供する体制及び勤務医の負担軽減に対する体制を評価)</p> <p>診療録管理体制加算(1入院につき) 30点 (診療録管理者の配置その他の診療録管理体制を評価)</p>								
特定入院料	<p>集中治療、回復期リハビリテーション、亜急性期入院医療等の特定の機能を有する病棟又は病床に入院した場合に算定する点数。入院基本料の範囲に加え、検査、投薬、注射、処置等の費用が含まれている。</p> <p>例)救命救急入院料2(1日につき)(3日以内の場合) 11,200点 (救命救急センターでの重篤な救急患者に対する診療を評価)</p>								